

○ 鈴鹿工業高等専門学校学生委員会規則

〔 令和 8 年 3 月 23 日
規 則 第 138 号 〕

鈴鹿工業高等専門学校学生委員会規則

(目的)

第 1 条 鈴鹿工業高等専門学校運営規則第 4 条第 7 項の規定に基づき、鈴鹿工業高等専門学校学生委員会（以下「委員会」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 学生の課外活動に関する事
- (2) 学生の生活指導に関する事
- (3) 学生の保健衛生に関する事
- (4) 学生会等に関する事
- (5) 学生の懲罰に関する事
- (6) 奨学金並びに入学料及び授業料の減免に関する事
- (7) その他学生の厚生補導に関する事

(委員会組織等)

第 3 条 委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副校長
- (2) 学生主事、教務主事及び寮務主事
- (3) 学生主事補
- (4) 学年主任、専攻科長補佐
- (5) 学級担任及び担任補佐
- (6) 学生支援室長
- (7) 学生課長
- (8) その他委員長が必要と認めた者

2 委員会は、必要があると認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、説明又は意見等を聴くことができる。

(委員会の運営)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は学生主事をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は、前条第 1 項第 3 号に掲げる者より委員長が指名する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(部会等)

第5条 委員会の下に、第2条第1項各号に掲げた特定の事項及び専門的事項を審議するため、部会等を設置することができる。

(主事補会議等)

第6条 委員会の下に、その審議を円滑に進めるため、必要に応じ主事補会議等を置くことができる。

(事務)

第6条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、令和8年3月23日から施行する。